

第2回 一関地区広域行政組合

一般廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会

日時 平成30年5月23日（水）午後2時～午後4時

場所 いわて県民情報交流センターアイーナ研修室810

次 第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 協 議
 - (1) 候補地選定の手順について
 - (2) 第1次選定の条件について
 - (3) その他
- 4 そ の 他
- 5 閉 会

協議 1

最終処分場候補地選定の手順と考え方

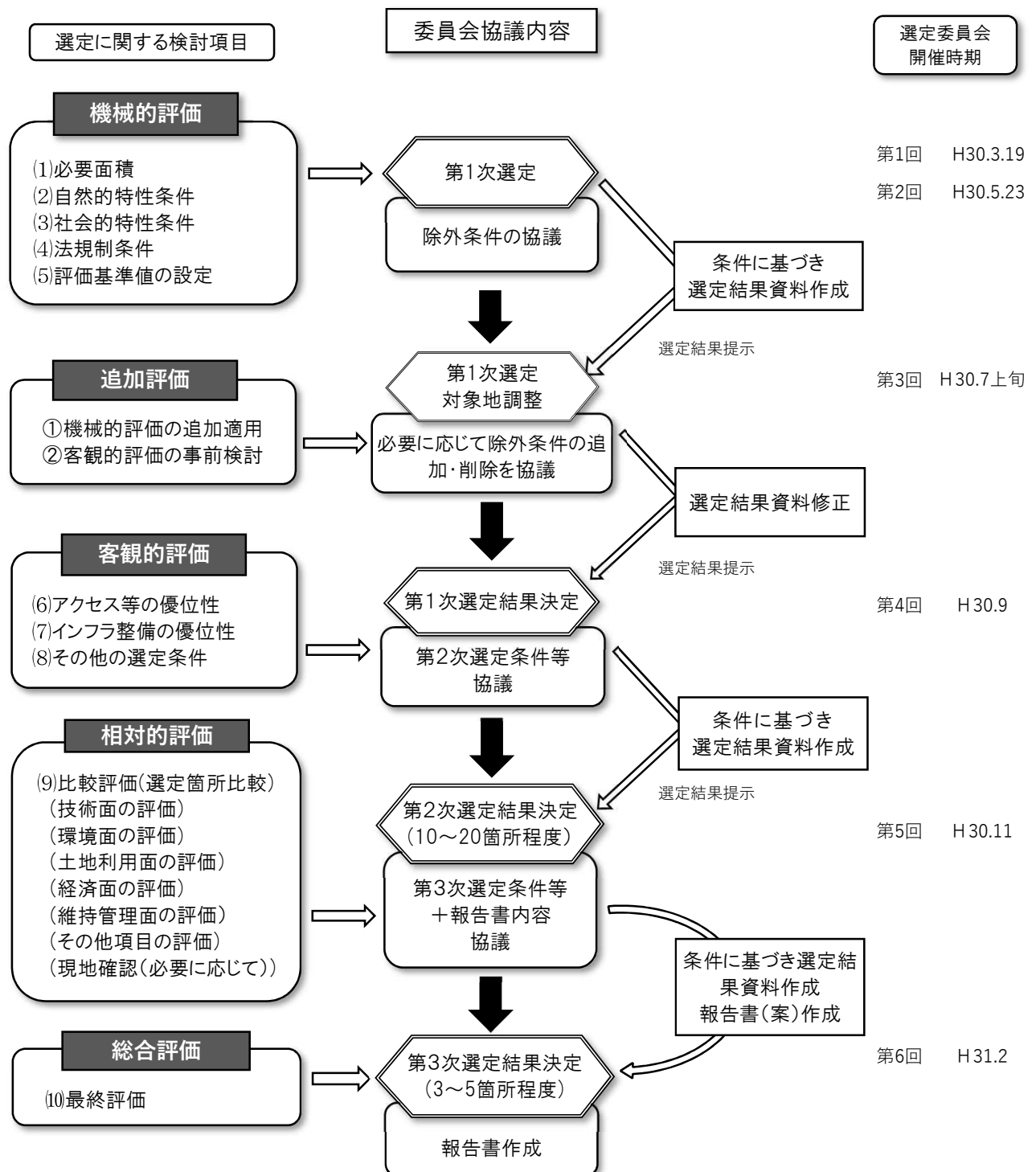
- 委員会による候補地選定の手順は下図による。
- 検討は、以下の考え方にに基づき、3段階で進める。

第1次選定：必要面積等から整備可能地域の条件を設定し、法的規制や災害の影響など、不適切と考えられる地域を除外し、残った範囲から条件に適合する地域を抽出する。

第2次選定：候補地を、アクセス性やインフラ整備の優位性、人口分布等の諸条件により、更に絞り込む。

第3次選定：技術、環境、経済面などを総合的に評価して、合理的な箇所を複数選定する。

候補地選定フロー



第1次選定の条件について

基本条件

「廃棄物処理基本構想（平成29年3月）」において算出している内容は表のとおりです。

項目	
埋立年数	25年間（15年間）
埋立容量	178,000 m ³ （107,962 m ³ ）
敷地面積	約 40,000 m ²
対象廃棄物	焼却残渣、不燃残渣
選定範囲	一関市、平泉町（※除外地区：一関市狐禅寺地区）
選定方法	周辺条件、地形等で選定（市町推薦地域等なし）
運営主体	一関地区広域行政組合

候補地選定過程

自然的条件・社会的条件・その他の条件に区分けし、候補地選定手順に添って基本条件を満足する対象区域を選定します。

自然的特性条件

自然公園、保安林、鳥獣保護区特別保護地区や急傾斜地崩壊危険区域など災害などの影響を受ける位置など、自然的特性条件面での規制を受ける地域を極力回避していく。

社会的特性条件

都市計画用途区域、農業振興地域、文化財、景観、造成規制など、社会的特性条件の規制を受ける地域を回避していく。

その他の条件

学校や病院などからの距離など法的に規制等はないが、近接の回避やインフラの整備状況、交通状況を考慮した位置を選定していく。

回避すべき区域については、「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領」や他自治体に於ける適地選定を参考に設定します。

これら各条件を表にまとめます。その上で何次選定で行うか示していきます。

立地を回避すべき区域等

条 件		法 律	規制区域及び法的規制の内容	一次 選定	二次 選定	三次 選定
自然的 特性 条件	自然公園地域	自然公園法第5条	優れた自然の風景地を保護すると共にその利用の推進を図ることを目的として、知事の申し出により環境大臣が指定。特別保護区では地域内の一定の行為については環境大臣又は知事の許可が必要。	○		
	県立自然公園	自然公園法・条例	国定公園に順ずるもので、都道府県が指定。	○		
	自然環境保全地域	自然環境保全法第17条・第22条	自然環境の適正な保全を目的として環境大臣が指定。地域内の一定の行為については環境大臣の許可が必要。	○		
	郷土環境保全地域	自然環境保全法・条例	自然環境保全地域に準じる。	○		
	環境緑地保全地域	都市緑地法第8条	都市計画区域内においては樹林地、草地、水辺地、岩石地もしくはその状況がこれらに類する土地が単独もしくは一体となって良好な自然的環境を形成しているもので都道府県知事が指定。一定の行為については知事への届出及び許可が必要。	○		
	鳥獣保護区特別保護地区	鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条	鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として、環境大臣又は知事が指定。一定の行為については環境大臣又は知事の許可が必要。	○		
	国有林	森林法第7条の2、第10条の2	林業の振興及び森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域である。1ha以上の開発行為は知事の許可が必要。進行及び森林の有する諸機能の維持増進を図ることを目的に、国が保護管理している森林。	○		
	保安林	森林法第25条	森林の保続培養と森林生産力の増進を図るため、森林区域として国有林については農林水産大臣が指定。転用するには農林水産大臣の指定解除が必要。民有林については都道府県知事の指定解除が必要。	○		
	地域森林計画対象民有林	森林法第5条	林業の振興及び森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域である。1ha以上の開発行為は知事の許可が必要。	○		
	生物生息保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第36条	国内希少野生動植物種の保存するために、その種だけではなく、生息地・生育地も保護することが必要であるとして指定される区域で環境大臣が認定。	○		
	水源地保全	水資源保護条例	地方公共団体が、水資源に絡む地域の乱開発を防止するため保護条例を制定。一定行為については知事の許可が必要。	○		
	河川保全区域	河川法第54条、第55条	河川を保全するために河川区域に隣接する一定の区域を河川保全区域として指定している。土地変更行為については河川管理者の許可が必要。	○		
	緑の回廊	—	希少な野生生物の生育・生息地等を保護・管理する保護林を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」を設定し、野生生物の移動経路を確保することを目的とし、林野庁で設定している。	○		
	砂防指定地	砂防法第2条	砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止もしくは制限すべき土地として国土交通大臣が指定。	○		
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条、第7条	崩壊する恐れのある急傾斜地でその土地及び近くの土地の改変による危険を防止する必要がある区域で知事が指定。一定行為については知事の許可が必要。	○		
地すべり防止区域	地すべり等防止法第18条	地すべりの恐れのある極めて大きい地域及びそれに隣接する地域として主務大臣が指定。一定行為について知事の許可が必要。	○			
地すべり危険地区	—（国土交通省水管理・国土保全局砂防部 調査より）	地形図や過去の災害履歴などから判断して地すべりが発生する可能性があり、人家、河川、鉄道、官公署に被害を生ずる恐れのある箇所が都道府県が指定。一定行為については知事の許可が必要。	○			

条 件		法 律	規制区域及び法的規制の内容	一次 選定	二次 選定	三次 選定
自然的 特性条件	山腹崩壊危険地区	一（国土交通省水管理・国土保全局砂防部 調査より）	山地災害危険地区で山腹崩壊土砂が公共施設又は人家等に影響を及ぼすおそれがある箇所都道府県が指定。一定行為については知事の許可が必要。	○		
	なだれ危険地区	一（国土交通省水管理・国土保全局砂防部 調査より）	山腹に積もった雪が斜面を崩れ落ち、公共施設又は人家等に影響を及ぼすおそれがある箇所都道府県が指定。一定行為については知事の許可が必要。	○		
	崩壊土砂流出危険地区	一（国土交通省水管理・国土保全局砂防部 調査より）	山腹崩壊や地すべりによって発生した土砂又は火山噴出物が土石流となって流出し、公共施設又は人家等に影響を及ぼすおそれがある箇所都道府県が指定。一定行為については知事の許可が必要。	○		
	土石流危険溪流	一（国土交通省水管理・国土保全局砂防部 調査より）	土石流の発生の危険性があり、人家に被害を及ぼす恐れのある溪流で知事が指定。一定行為については知事の許可が必要。	○		
	地すべり地形分布図	一	地すべりは、反復性・再活動性のあるのが特徴で、多くの場合、滑落崖と移動体からなる地すべり地形と呼ばれ危険性を伴う地形	○		
	活断層	一	活断層は将来も活動の可能性のある断層で、多くは地震性断層で活動する場合は地震が発生する。	○		
社会的 特性条件	都市計画（用途指定区域）	都市計画法第8条、第29条	用途地域の指定は、良好な市街地形成と住居・商業・工業などが適切に配置された合理的な土地利用を実現する為、それぞれの地域に応じ建築物の用途、容積率、高さ等に制限を加えるもの。	○		
	風致地区	都市計画法第58条	都市の風致を維持するために必要な地区として、都道府県又は市町村が指定したもの。	○		
	農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律第6条、第15条の2、第17条	農業振興地域は、農振法に基づき、市町村が策定する農業振興地域整備計画により決定される。同計画では、農用地等として利用する土地を農用地区域として設定し、農業の発展に必要な措置が集中的に行われる。一定の開発行為には知事の許可が必要。	○		
	宅地造成工事規制区域	宅地造成等規制法第8条	宅地造成等に関する工事棟について、災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命財産の保護を図る。都道府県知事への届出及び許可が必要。	○		
	史跡・名称・天然記念物	文化財保護法第125条	現状を変更または保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合には文化庁長官の許可が必要。	○		
	埋蔵文化財	文化財保護法第93条	埋蔵文化財の保護の立場から、工事棟の制限を設ける。文化庁長官への届出が必要。	○		
	伝統的建造物群保存地区	文化財保護法第143条	伝統的な建造物群を保存するため、保存地区を指定し、必要な措置を定める。	○		
	歴史的風土特別保存地区	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	古都の歴史的風土を保存するため、保存地区を指定し、必要な措置を定める。	○		
保存林	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律、条例	都市計画区域内の樹木について保存受または保存樹林として市町村長が指定。	○			
景観形成区域	景観法・条例	良好な景観の形成のために、一定の制限を定めるもの。	○			

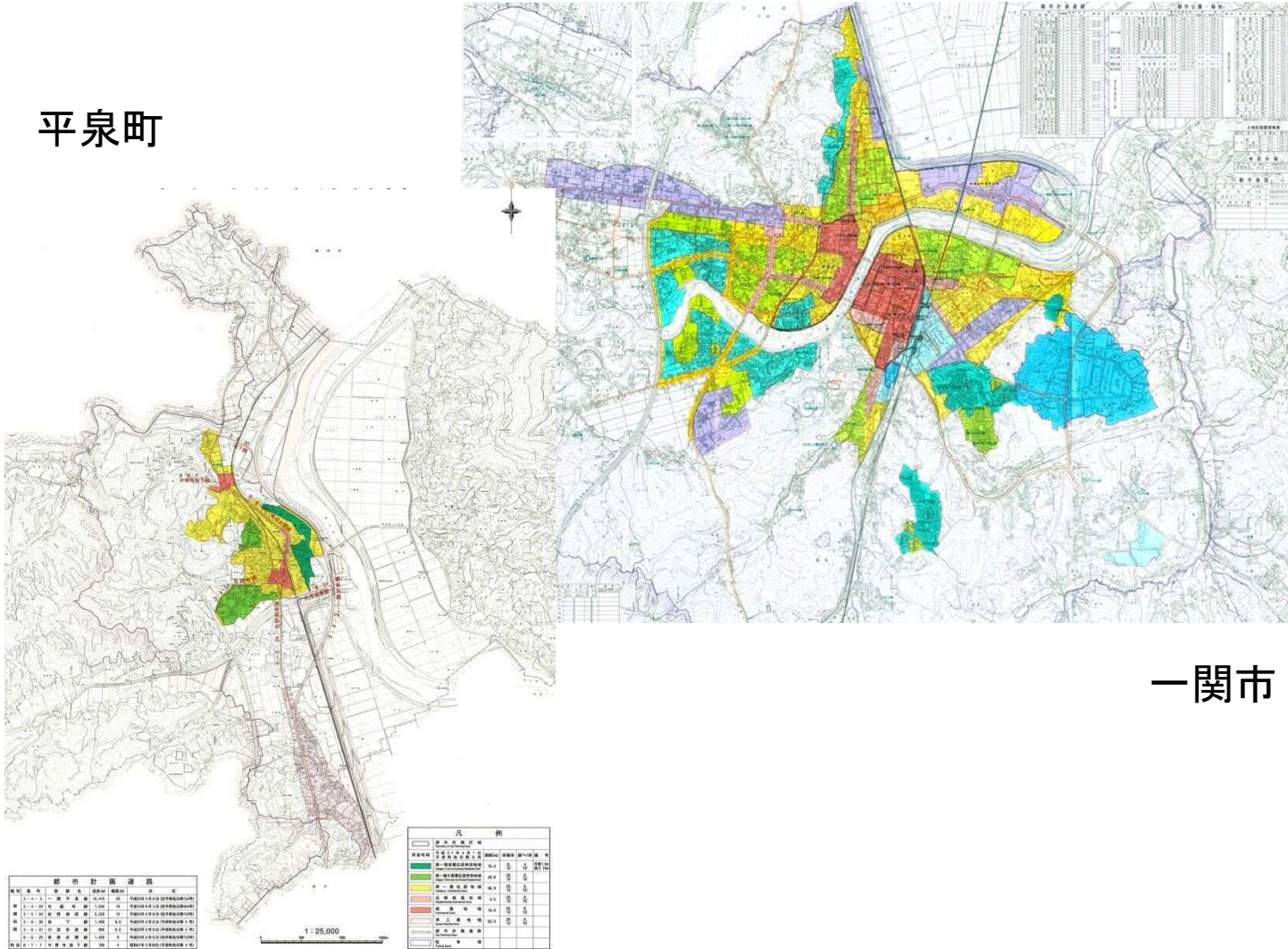
条 件		法 律	規制区域及び法的規制の内容	一次 選定	二次 選定	三次 選定
そ の 他	人口分布	—			○	
	運搬経費の経済性	—			○	
	学校、病院等からの距離	—			○	
	公共施設（国・都道府県の機関）	—			○	
	公共施設（市町村の機関）	—			○	
	インフラ整備状況（上水・下水）	—			○	
	道路状況	—			○	
	土地造成の容易性	—			○	
相 対 的 評 価	構造物等の有無	—			○	
	技術面	—				○
	環境面	—				○
	土地利用面	—				○
	経済面	—				○
	維持管理面	—				○
	用地確保の容易性	—				※
住民の合意形成	—				※	

※：用地選定項目に加えるかは協議によるものとします。

一次・二次選定においては、上記項目の位置をGISに落とし込み重ね図を作成していきます。

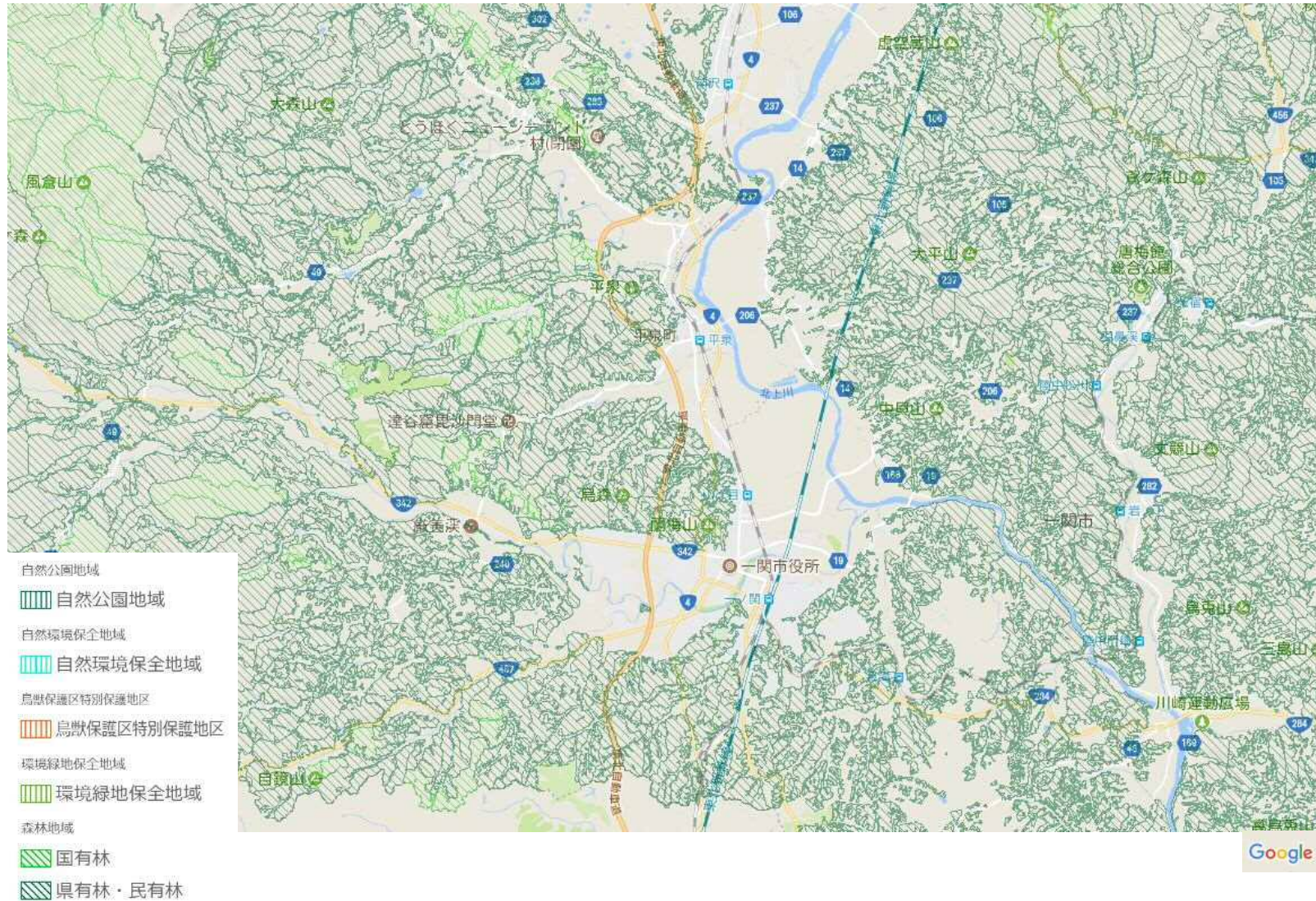
都市計画(用途指定地域)

平泉町

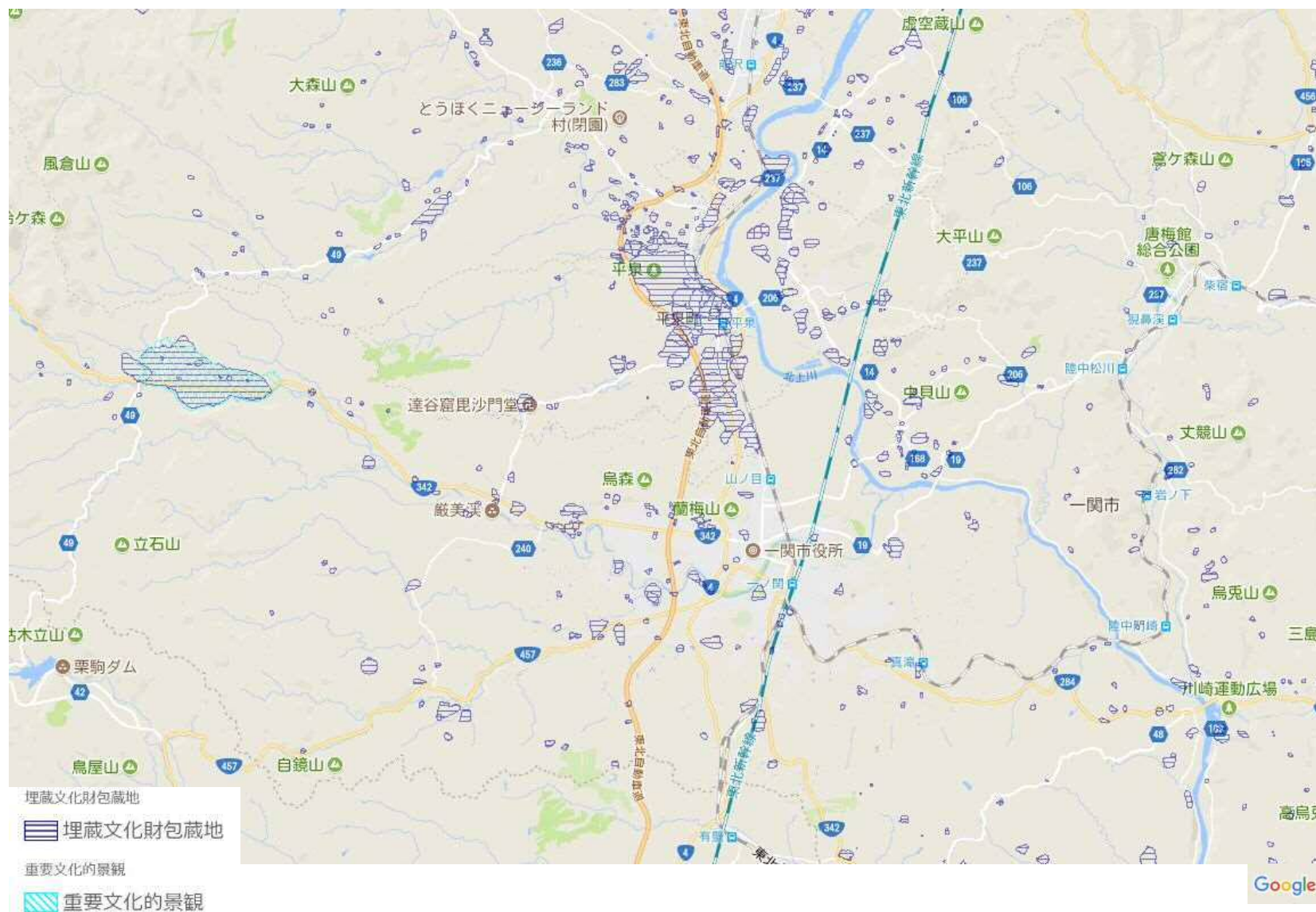


一関市

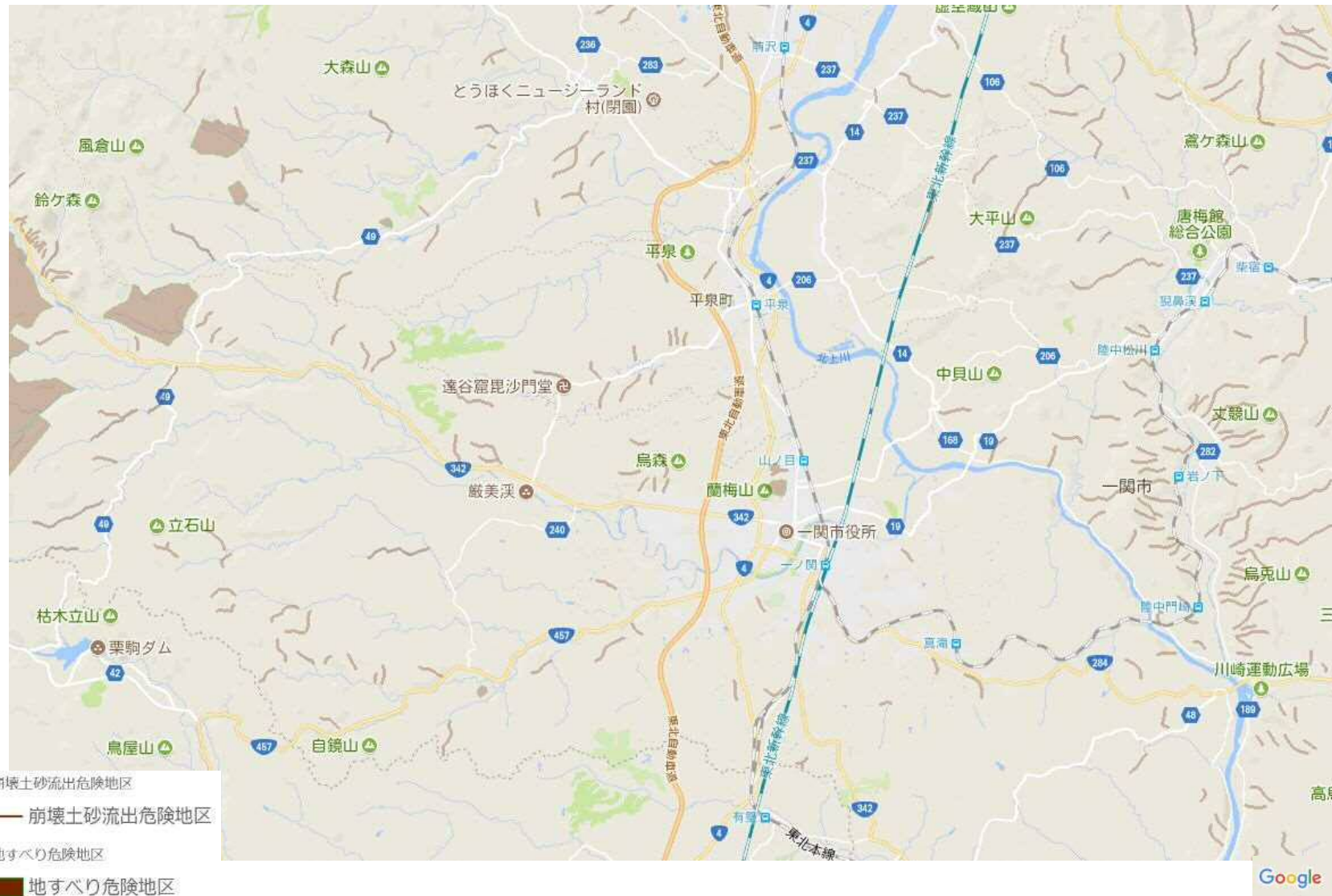
自然公園地域、鳥獣保護区特別保護地区



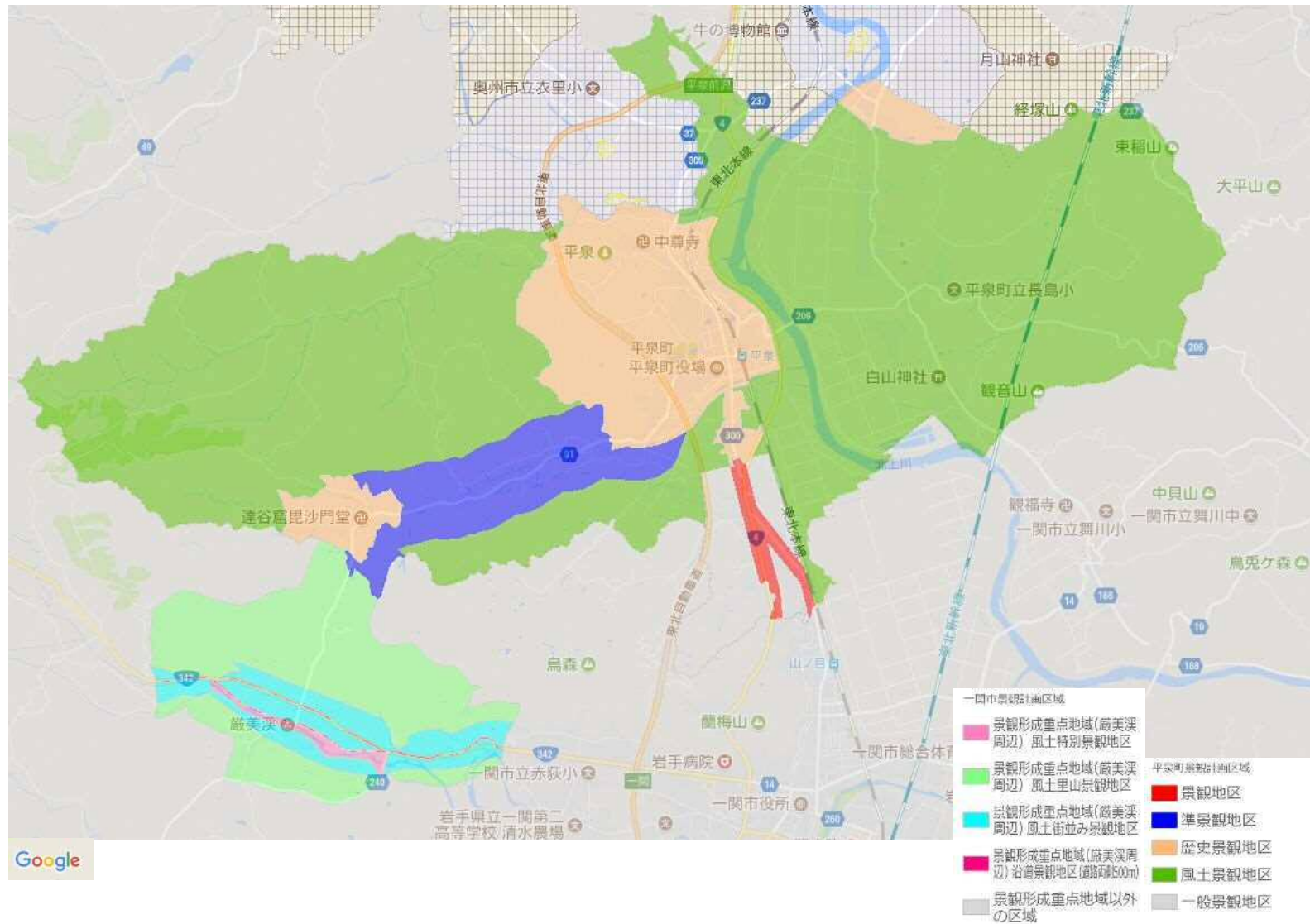
埋藏文化財



地滑り地形分布図・崩壊土砂流出危険地区



景観地区



自然的特性条件、社会的特性条件を重ね合わせ、空白地域を抽出していきます。
なお抽出にあたっては次の手法を用います。

- ⊖ GIS（地理情報システム）を用いて行います。
- ⊖ 作業する地図は、1/25,000の地形図とします。

なお、谷地を選定する際は、造成を考え、基本条件以上の面積の確保が必要となることを考慮し選定します。

